

平成 24 年 12 月 27 日

厚木市長 小 林 常 良 様

厚木市個人情報保護審査会
会 長 玉 巻 弘 光

「妊婦歯科健診」評価研究（調査）事業に係る厚木市個人情報保護
条例第 10 条の規定に基づく目的外提供について（答申）

平成 24 年 12 月 17 日付けで意見を求められた、標記事務における厚木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づく個人情報の目的外提供については、12 月 18 日開催の審査会での審議の結果、次の点に留意することを前提として、条例に照らし適当なものと認めましたので答申します。

- 1 妊婦歯科健康診査受診者の個人情報を目的外提供するに当たっては、個人情報を提供した事実について、条例第 10 条第 2 項に基づく実施機関による本人通知を行うこと。
- 2 取り扱う個人情報は、医療情報というセンシティブな情報であることから、個人情報を提供する必然性について、当該本人に十分納得が得られるよう丁寧な説明をするとともに、本研究事業の必要性についても公益の観点から説明をすること。
- 3 受診票中、医療機関名、所在地、歯科医師名及び診察年月日は、市が保有する条例上保護すべき情報であるとともに、第三者である医療機関が保有する情報でもあることを考慮し、対応すること。
- 4 本研究事業の実施に当たっては、個人情報の流出、濫用及び他の用途に使用されることがないという措置が、実施主体により担保されていることを、実施機関において確認すること。